別紙２

第８１回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会
計画輸送バス運行業務
優先交渉権者の選考方法

１　審査方法及び得点配分について

（１）　企画提案書等及びプレゼンテーション審査における回答内容を総合的に評価して技術点を確定し、価格点を加えた合計得点により優先交渉権者を選考する。

（２）　優先交渉権者の選考方法

ア　優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、次の２つの評価分類を指標とする。

・技術点「提案書記載項目等一覧（別紙１）」に基づく提案内容及びプレゼンテーションの内容及び質疑応答における回答内容から評価

・価格点「提案価格書（第７－１号様式）」に記載された金額（税込）から「２　技術点、価格点の採点方法」に定める方法により算出する。各選考審査委員の技術点の平均点と価格点を合計した得点が最も高い者を優先交渉権者として選考し、次に高い者を次点交渉権者として選考する。

ただし、次の条件を全て満たすことを前提とする。

【前提条件】

・技術点が５１点以上であること。

参加者が１者の場合であっても審査を実施し、提案価格が提案上限額の範囲内であり、技術点が５１点以上で、かつ、価格の適合確認を満たす場合に限り、その者を優先交渉権者として選考する。価格点は、参加者が１者の場合も「２　技術点、価格点の採点方法」の「（２）価格点の採点方法　イ　価格点の算出」に定める計算式により算出する。

イ　最高得点者が２者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が２者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。

それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

（３）　評価分類の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については、合計９５点満点とし、得点配分については【表１評価分類の配点】のとおりとする。

【表１ 評価分類の配点】

評 価 分 類	対 象 項 目	配　　点
技　術　点	別紙１の項目１～７	８５点
価　格　点	別紙１の項目８	１０点
合　　計	―	９５点

２　技術点、価格点の採点方法

（１）　技術点の採点方法

「提案書記載項目等一覧（別紙１）」に記載した各項目について評価を行う。

各項目の採点にあたっては、【表２ 企画提案書評価の判断基準】に基づき、５点から０点の６段階による評価を行い、各評価項目の配点に所定の係数を乗じて得た点数の総和を技術点とする。

【表２ 企画提案書評価の判断基準】

評価点	判　断　基　準	採点方法
５点	具体的かつ効果的であり、特に優れた内容である。	各項目の配点×１．００
４点	具体的であり、効果が期待できる内容である。	各項目の配点×０．８０
３点	平均的な内容である。	各項目の配点×０．６０
２点	指定した記述項目は網羅されているが、抽象的であり、あまり効果が期待できない内容である。	各項目の配点×０．４０
１点	指定した記述項目は網羅されているが、抽象的であり、効果が期待できない内容である。	各項目の配点×０．２０
０点	指定した記述項目が網羅されていない、又は本業務の実施に適さない内容である。	各項目の配点×０．００

※各選考審査委員の技術点の平均点は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位まで算出する。

（２）　価格点の採点方法

ア　価格の適合確認

価格点の算定に先立ち、第８１回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会甲府市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）は、提案価格が提案上限額の範囲内であること、仕様書に定める業務に必要な経費が計上されていること、提案価格書と提案価格内訳書の金額が一致していること及び関係法

令等に照らして適正な履行が可能な価格であることを確認する。これらの確認を満たした者を価格点算定対象者とする。

提案価格内訳書（第７－２号様式）には、時間制運賃、距離制運賃、深夜早朝運行料金その他の割増料金及び有料道路料金その他の実費等を区分して記載するものとする。

事務局は、提案価格又はその内訳に疑義がある場合は、当該参加者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。その結果、関係法令等に照らして適正な履行が困難であると第８１回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会計画輸送バス運行業務受託事業者選考審査委員会が認めた場合は、当該参加者を失格とする。

イ　価格点の算出

「提案価格書（第７－１号様式)」に記載された金額（消費税及び地方消費税を含む。）について、次の計算式により評価する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{（提案上限額－当該参加者の提案価格）}}{\text{（提案上限額×１０％）}} \times \text{１０点}$$

価格点は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位まで算出するものとし、１０点を上限とする。なお、提案価格が提案上限額を超える場合は失格とする。